別記第三十号の二様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙　職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	編集
17	翻訳
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における留学生教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	学芸員
66	司法書士
67	弁理士
68	土壌汚染調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国企業Ｉ
86	サービスマネージャー
87	国際文化交流
88	EPA介護福祉士
89	EPA介護福祉士候補者
90	EPA看護師国家試験合格者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA経済連携協定に基づく介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	酪農農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	民泊活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械検査・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・厚生労働省令第三号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行等に伴い、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国の送出機関） **第二十五条**　法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　略］	（外国の送出機関） **第二十五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　当該機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　同上］
（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　［略］ 二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約 ［イ・ロ　略］ ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［略］	（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。